

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月16日

【計算期間】 第6期中(自 平成27年1月21日 至 平成27年7月20日)

【発行者(受託者)名称】 三菱UFJ信託銀行株式会社
(以下「受託者」といいます。)

【代表者の役職氏名】 取締役社長 若林 辰雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
海外業務推進室 課長 百本達也

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03(3212)1211(大代表)

【発行者(委託者)氏名又は名称】 三菱商事株式会社
(以下「委託者」といいます。)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 常務執行役員 内野 州馬

【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 三菱商事株式会社 RtM事業室
部長代理 山崎 秀昭

【電話番号】 03-3210-2121(大代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

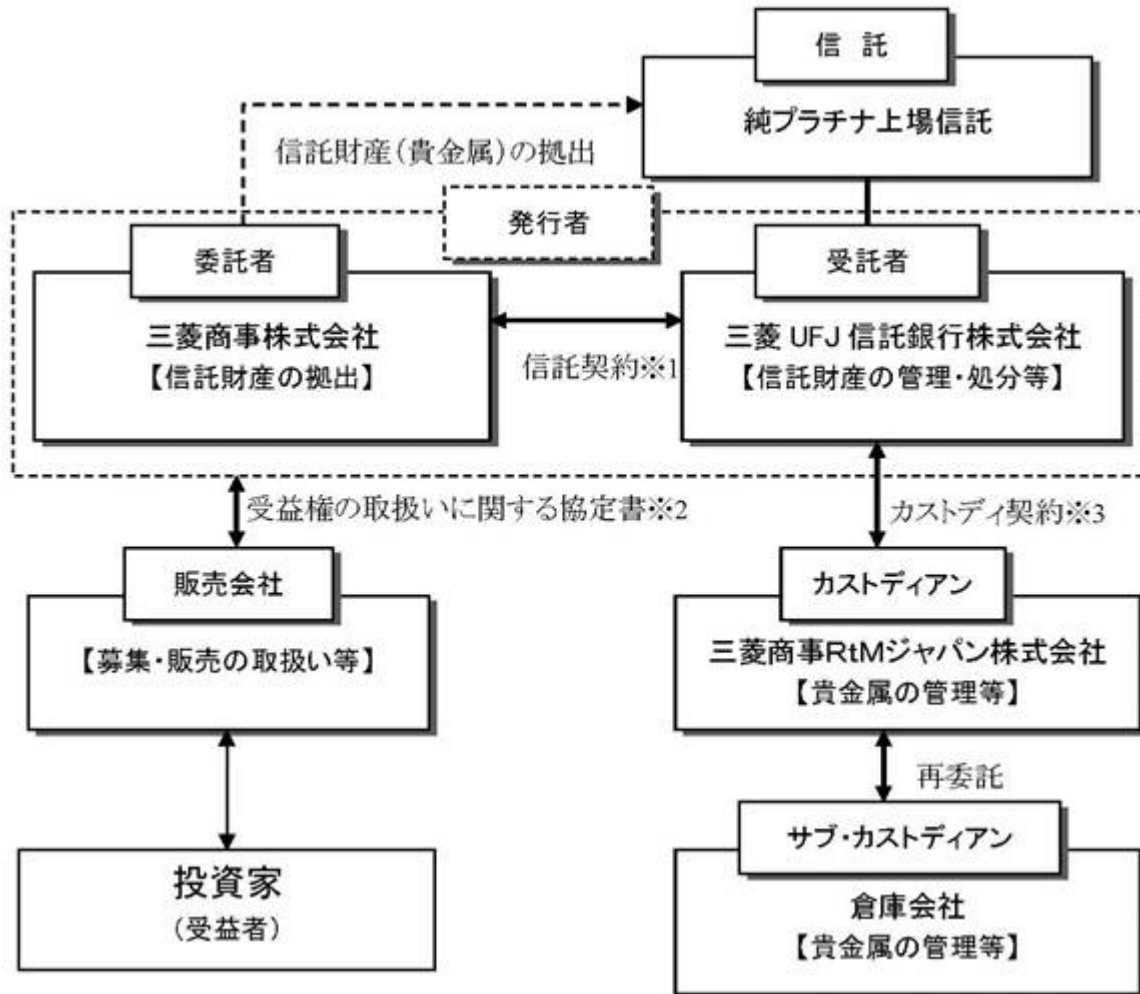
(注) この半期報告書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第7条第4項の規定により、平成27年4月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

1 【信託財産を構成する資産の状況】

(1) 【信託の仕組み】

純プラチナ上場信託(現物国内保管型)(以下「本信託」といいます。)においては、委託者(下記「4 信託財産の関係法人」に記載する委託者をいいます。以下同じです。)と受託者との間で本信託の受益権(以下「本受益権」といいます。)を発行する旨を定めた信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定日(平成22年6月30日)及び追加信託により拠出したプラチナの地金(以下「プラチナ地金」といいます。)を管理及び処分します。

(スキーム図)



- 1 信託契約(委託者と受託者との契約)
本信託の信託財産の管理処分に関する事項、委託者、受託者及び受益者の権利義務関係並びに本受益権の取扱方法等が定められています。
- 2 受益権の取扱いに関する協定書(発行者と販売会社との契約)
本受益権の販売等の取扱いに関する方法等が定められています。
- 3 カストディ契約(受託者とカストディアンとの契約)
信託財産のうちプラチナ地金の管理に関する方法等が定められています。
- 4 信託財産の関係法人
委託者：三菱商事株式会社
信託の設定(追加信託を含みます。)を行います。また、受託者とともに、本受益権の発行者です。
受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の管理及び処分、並びに受益者の管理を行います。また、委託者とともに、本受益権の発行者です。受託者は、信託財産を構成するプラチナ地金の管理業務をカストディアンに委託します。また、証券管理事務及び受益者管理事務を第三者に委託することができます。
カストディアン：三菱商事R t Mジャパン株式会社
受託者より委託を受けて、信託財産を構成するプラチナ地金の管理業務を行います。カストディアンは、受託者の同意を得て第三者(以下「サブ・カストディアン」といいます。)に対し同業務を再委託します。

(2) 【信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況】

該当事項はありません。

(3) 【損失及び延滞の状況】

該当事項はありません。

(4) 【収益状況の推移】

該当事項はありません。

(5) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

2 【投資リスク】

(1) リスクの特性

プラチナ地金の価格変動リスク

- ・本信託は、信託財産のほとんどをプラチナ地金で保有しますので、プラチナ地金の価格変動の影響を受けます。
- ・本信託は、プラチナ地金の東京商品取引所における採用先物価格(以下に定義されます。)及び採用フォワードレート(以下に定義されます。)を使用して指標価格(以下に定義されます。)を算出しますので、東京商品取引所の採用先物価格の変動の影響、採用フォワードレートの変化の影響を受けます。本書において以下の用語は、以下の意味を有します。

(a) 採用先物価格

指標価格を算出する日において、東京商品取引所の公表するプラチナの標準取引における採用限月(東京商品取引所におけるプラチナの標準取引の前営業日の取組高が最も多い限月をいいます。)の帳入値段(東京商品取引所業務規程第36条で規定する帳入値段をいいます。)をいいます。但し、当該帳入値段が東京商品取引所により公表されない場合又は当該帳入値段の公表時刻等が変更された場合には、東京商品取引所が公表する同様の価格をいいます。

(b) 採用フォワードレート

2以上の指定貴金属業者(プラチナのデリバティブ商品取扱業務を行う国内外の大手貴金属業者のうち受託者が指定する者をいいます。以下同じです。)の提示したプラチナに係るフォワードレート(先物のプラチナ価格と現物のプラチナ価格との値差を現物のプラチナ価格を基準として年率換算し、百分率で表したものをいいます。なお、フォワードレートは、金利の動向及び現物と先物のプラチナの需給により変動します。以下同じです。)の仲値の平均値(小数点第3位を四捨五入します。)をいいます。但し、フォワードレートを提示することができる指定貴金属業者が2以上いない場合その他のやむを得ない事由がある場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するフォワードレートをいいます。

為替リスク

- ・本信託の指標価格は、一般的に為替相場の変動の影響を受けます。また、本信託は、為替ヘッジを行いませんので、一口あたりの純資産額(取引所開示)(以下に定義されます。)は、為替相場の変動の影響を受けます。

本書において「指標価格」とは、プラチナ地金の現在価値を算出するために、東京商品取引所におけるプラチナ1グラムあたりの採用先物価格を、当該採用先物価格が同取引所で公表された日と同日付の採用フォワードレートで同日における現在価値に引き直した価格に基づくプラチナ地金の標準純度質量(以下に定義されます。)1グラムあたりの理論価格として、受託者がそのホームページ上で毎営業日に公表するものをいいます。上記理論価格の算出の過程で円と外貨の換算を行う場合には、採用外貨換算為替レート(以下に定義されます。)を用います。

本書において以下の用語は、以下の意味を有します。

(a) 標準純度質量

標準プラチナ地金(プラチナの純度が99.95%以上であるものをいいます。以下同じです。)の質量をいいます

(b) 採用外貨換算為替レート

採用フォワードレートを算出する時点における受託者がその裁量により自らが適切と判断する円と外貨の為替レートをいいます。但し、当該時点のレートをを用いることができない場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するレートをいいます。

本書において「一口あたりの純資産額(取引所開示)」とは、純資産総額(取引所開示)(本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限り。))の表章するプラチナ地金を指標価格により評価した結果を用いて算出される純資産総額として、本受益権が上場されている金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日(本受益権が上場されている金融商品取引所が休業日としている日以外の日)をいいます。以下同じです。)に開示されるものをいいます。以下同じです。)を、本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限り。))の総受益権口数で除した数(小数点第3位を四捨五入します。)として、当該金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。一口あたりの純資産額(取引所開示)については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

信用リスク

- ・本信託は、プラチナ地金のみを保有するため、信用リスクは基本的にはありません。但し、消費税等の相当額の授受又は信託報酬等の支払い等のために一時的に本信託が金銭を保有する場合、当該金銭を受託者の銀行勘定に貸し付けることとなるため、その範囲で受託者の信用リスクを負担することになります。

指標価格と一口あたりの純資産額(取引所開示)の乖離要因

- ・本信託は、プラチナ地金を高水準の割合で保有することで、指標価格に連動することを企図していますが、次のような要因があるため、結果として指標価格と一致した推移をすることをお約束するものではありません。
- ・消費税等の相当額の授受又は信託報酬等の支払い等のために一時的に金銭を保有する可能性があり、本信託の信託財産はすべてがプラチナ地金のみとはならないこと。
- ・信託報酬等のコスト負担があること。
- ・信託設定(追加信託を含みます。)時に受託者が消費税等の相当額につき本信託に貸付けを行った場合においては当該消費税等の相当額が本信託に還付されるまでの間の借入金の金利負担があること。

一口あたりの純資産額(取引所開示)と金融商品取引市場での売買価格の乖離

- ・本受益権は、金融商品取引市場において、一口あたりの純資産額(取引所開示)より高い価格で取引されることもあれば、低い価格で取引をされることもあります。また、受託者が算出して公表する一口あたりの純資産額(取引所開示)は、算出日当日の貴金属取引の結果を基に算出するものですので、実際に金融商品取引市場で売買する時点での一口あたりの本受益権の価値を表章したものではありません。

プラチナ地金に係る流動性リスク

- ・取引相手がいないため、プラチナ地金を売却できない場合があります。
- ・天災地変、商品市場、為替市場、輸入手続若しくは税制等政府規制の影響、取引量が多いことによる影響、又は政治、経済、軍事若しくは通貨等に係る非常事態の発生その他やむを得ない事情により、プラチナ地金の売却が困難又は適正な価格での売却が困難である場合があります。

受益権に係る流動性リスク

- ・本受益権は金融商品取引所に上場されていますが、活発な取引市場が形成されることは保証されていません。本受益権を売却(又は購入)しようとする際に、需要(又は供給)がないため、希望する時期に希望する価格で売却(又は購入)することができないリスクがあります。

一定の関係者への依存リスク

- ・本信託は、委託者による信託財産(貴金属)の拠出、カストディアンその他本信託の重要な関係者に対する業務の委託等を基本的なスキームとしています。したがって、本受益権の取引市場における流動性は、委託者による追加信託の有無及び程度に影響を受けるほか、本信託は、カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散等が生じた場合において、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないときは、本信託の終了、上場廃止を含む重大な影響を受ける可能性があります(したがって、例えば、一部の業務及び地位を承継又は代替する後任候補者がいるに過ぎない場合には、かかる重大な影響を受ける可能性があります。)

その他の留意点

(プラチナ地金の店頭小売価格や海外公表価格との違い)

- ・本信託の指標価格は、東京商品取引所の採用先物価格を基に算出する現物価格であり、日本におけるプラチナ地金の店頭小売・買取価格や海外で公表される取引価格とは異なります。

(信託設定、転換の中止、延長)

- ・本信託は、天災地変、商品市場、為替市場、輸入手続若しくは税制等政府規制の影響、取引量による売買、輸送若しくは保管への影響、又は政治、経済、軍事若しくは通貨等に係る非常事態の発生その他やむを得ない事情がある場合は、受託者の判断により、信託設定(追加信託を含みます。)、本受益権の転換請求の受付又は転換手続の中止若しくは中断又は転換手続の延長等を行うことがあります。

(プラチナ地金の紛失、盗難、詐欺等)

- ・本信託は、プラチナ地金を保有するため、当該プラチナ地金の全部又は一部が紛失、損傷、盗難又は毀損するリスクがあります。また、詐欺等によりプラチナ地金の全部又は一部が贖物であるリスクがあります。この場合において、受託者及びカストディアンが自己に課せられた善管注意義務を果たし、管理の失当がないと認められる場合は、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。
- ・本信託では、天災(地震、火災等)や、戦争、テロ行為及びそれらに付随して発生する行為により、プラチナ地金の全部又は一部が、紛失、損傷、盗難又は毀損するリスクがあります。この場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。
- ・本信託では、受託者は、保有するプラチナ地金について、プラチナ地金の保管業務を行うにあたり一般的に適切と認められる保険を受託者が合理的と判断する範囲で維持しますが、付保の範囲や条件が十分でない可能性があり、その場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。
- ・本信託で保有するプラチナ地金が、紛失、損傷、盗難又は毀損し、ある当事者が本信託に対する責任を負う場合、当該責任を負う当事者は、本信託の請求に応じるに足る財源を有していない可能性があり、その場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。

(訴訟費用)

- ・本信託では、受託者は、自己に課せられた善管注意義務を果たしたにもかかわらず信託財産の紛失や盗難、詐欺等が発生した場合、信託財産に対して訴訟等の法的手段を提起された場合等には、受益者の権利を守るために訴訟等の法的手段を行い、又は遂行する可能性があり、その場合、弁護士費用その他の訴訟等の法的手段に関する費用を本信託が負担する可能性があります。

(配当・分配金)

- ・本信託では、原則として配当・収益金の分配は行いません。

(市場リスク・システムリスク等)

- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(上場廃止)

- ・本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は以下の事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了します。
 - ・本受益権のすべてのこれが上場されている金融商品取引所での上場が廃止されたとき
 - ・受託者の辞任、解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき
 - ・カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散後、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないとき
 - ・受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき
 - ・株式会社証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき
 - ・本信託が、法人税法第2条第29号八に定める特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき
- したがって、例えば、カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散等が生じた場合において、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないときは、本信託が終了し、上場廃止となる可能性があります。また、以下の事由が生じた場合、受託者の判断で、本受益権の上場を廃止することにより、本信託は終了する可能性があります。
- ・採用先物価格が廃止された後、代替物を定めることができず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき
 - ・純資産総額(取引所開示)が20億円を下回ったとき
 - ・受託者が、本信託を終了することが受益者に有利であると判断したとき
 - ・受託者が、本信託の継続が困難であると判断したとき
 - ・委託者その他の重要な関係者について、東京商品取引所での取引停止その他信託財産の取扱いが困難となる事由が発生したとき

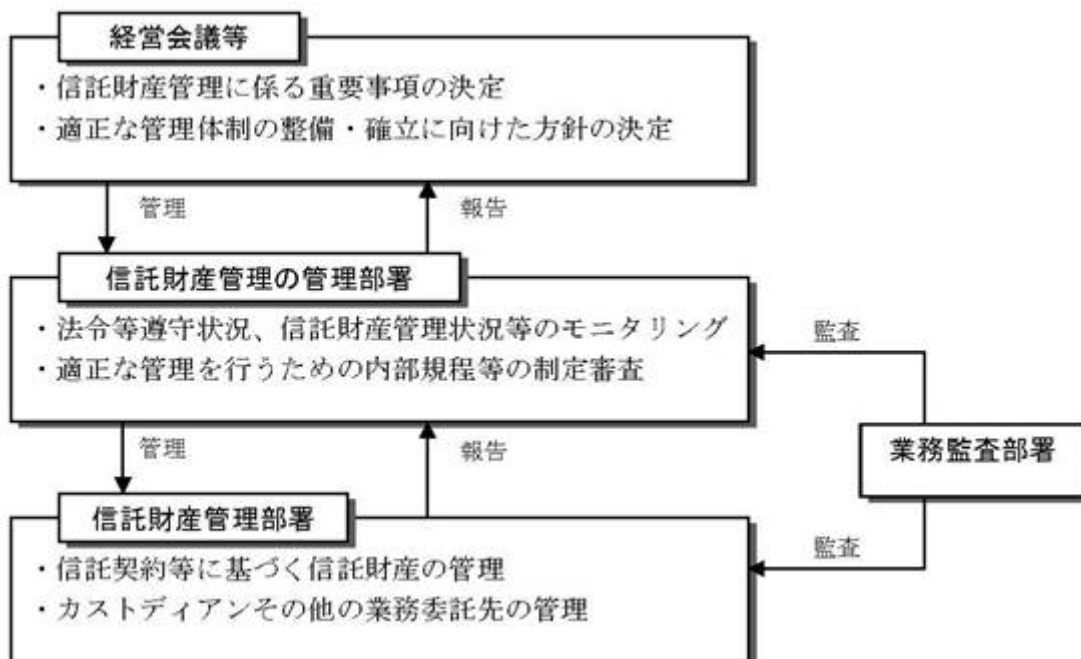
(その他)

- ・本信託に適用される法令・税・会計基準等は、今後変更される可能性があります。会計の取扱いや税の取扱いが変更となることで、本信託の税負担が増大し、又は本信託の維持が困難になる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本信託では、受託者は、信託財産の管理を行います。信託報酬等の支払い等に必要の限度での売却以外の場合には信託財産を売却しません。また、追加信託により信託財産としてのプラチナ地金の質量が増加することはありませんが、受託者が信託財産として新たにプラチナ地金を購入することはありません。

本信託の信託財産の管理体制は以下のとおりです。また、定期的に外部監査を実施します。



上記の管理体制等は、今後、変更される場合があります。

3 【信託財産の経理状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

本信託財産の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

本信託財産は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成27年1月21日から平成27年7月20日まで)の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前計算期間末 (平成27年1月20日)	当中間計算期間末 (平成27年7月20日)
資産の部		
流動資産		
未収消費税等	46,483	243,961
流動資産合計	46,483	243,961
固定資産		
投資その他の資産	(1) 2,496,502	(1) 5,536,069
固定資産合計	2,496,502	5,536,069
資産合計	2,542,985	5,780,030
負債の部		
流動負債		
未払金	2,271	2,607
仮受金	46,313	243,766
流動負債合計	48,585	246,373
負債合計	48,585	246,373
純資産の部		
元本等		
元本	(2),(3) 2,534,251	(2),(3) 5,583,245
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	(3) 39,850	(3) 49,588
利益剰余金合計	39,850	49,588
元本等合計	2,494,400	5,533,656
純資産合計	2,494,400	5,533,656
負債純資産合計	2,542,985	5,780,030

(2)【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間計算期間 (自 平成26年 1月21日 至 平成26年 7月20日)	当中間計算期間 (自 平成27年 1月21日 至 平成27年 7月20日)
営業収益		
その他の事業収益	(1) 803	(1) 296
営業収益合計	803	296
営業費用		
受託者報酬	5,585	9,472
その他費用	1,198	777
その他の事業費用	(2) -	(2) 14
営業費用合計	6,784	10,263
営業損失()	5,981	9,967
営業外収益		
受取利息	0	-
営業外収益合計	0	-
経常損失()	5,980	9,967
税引前中間純損失()	5,980	9,967
中間純損失()	5,980	9,967

【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 投資その他の資産の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法により評価を行っております。
2 その他	本信託における消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末(平成27年1月20日)					
1 投資その他の資産は、信託約款第7条に定める本信託の信託財産であるプラチナ地金であります。					
2 元本は、「財務諸表等規則」第61条に定める資本金であります。					
3 元本及び利益剰余金の変動					
当計算期間(自 平成26年1月21日 至 平成27年1月20日)					
(単位：千円)					
	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	元本	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	元本等合計	純資産合計
当期首残高	1,937,137	29,374	29,374	1,907,762	1,907,762
当期変動額					
設定	721,193	-	-	721,193	721,193
転換	124,079	2,140	2,140	121,939	121,939
当期純損失()	-	12,615	12,615	12,615	12,615
当期変動額合計	597,113	10,475	10,475	586,637	586,637
当期末残高	2,534,251	39,850	39,850	2,494,400	2,494,400

当中間計算期間末(平成27年7月20日)

- 1 投資その他の資産は、信託約款第7条に定める本信託の信託財産であるプラチナ地金であります。
- 2 元本は、「中間財務諸表等規則」第33条に定める資本金であります。
- 3 元本及び利益剰余金の変動
当中間計算期間(自 平成27年1月21日 至 平成27年7月20日)

(単位：千円)

	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金	利益剰余金 合計		
		その他利益剰余金			
		繰越利益剰余金			
当期首残高	2,534,251	39,850	39,850	2,494,400	2,494,400
当中間期変動額					
設定	3,070,797	-	-	3,070,797	3,070,797
転換	21,802	228	228	21,573	21,573
中間純損失()	-	9,967	9,967	9,967	9,967
当中間期変動額 合計	3,048,994	9,738	9,738	3,039,256	3,039,256
当中間期末残高	5,583,245	49,588	49,588	5,533,656	5,533,656

(中間損益計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成26年1月21日 至 平成26年7月20日	当中間計算期間 自 平成27年1月21日 至 平成27年7月20日
1 その他の事業収益とは、信託約款第23条に基づく信託財産の売却による利益であります。	同左
2 その他の事業費用とは、信託約款第23条に基づく信託財産の売却による損失であります。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(1) 中間貸借対照表計上額の時価との差額

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	前計算期間末 (平成27年1月20日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
未収消費税等	46,483	46,483	-
資産計	46,483	46,483	-
仮受金	46,313	46,313	-
負債計	46,313	46,313	-

	当中間計算期間末 (平成27年7月20日)		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
未収消費税等	243,961	243,961	-
資産計	243,961	243,961	-
仮受金	243,766	243,766	-
負債計	243,766	243,766	-

(2) 時価の算定方法

前計算期間末 (平成27年1月20日)	当中間計算期間末 (平成27年7月20日)
未収消費税等 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。 仮受金 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(単位：円)

前計算期間末 (平成27年1月20日)	当中間計算期間末 (平成27年7月20日)
1口当たり純資産額 4,105.18	1口当たり純資産額 4,148.40

(単位：円)

前中間計算期間 自 平成26年1月21日 至 平成26年7月20日	当中間計算期間 自 平成27年1月21日 至 平成27年7月20日
1口当たり中間純損失() 12.39	1口当たり中間純損失() 11.18

4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

(1) 【受託者の状況】

【資本金の額】

(1) 資本金の額等

平成27年3月末現在、資本金は324,279百万円です。また、発行可能株式総数は、4,580,001,000株であり、3,369,443,632株を発行済です(詳細は、下表の通りです。)。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
第一回第三種優先株式	1,000
第一回第四種優先株式	80,000,000(注1)
第二回第四種優先株式	80,000,000(注1)
第三回第四種優先株式	80,000,000(注1)
第四回第四種優先株式	80,000,000(注1)
第一回第五種優先株式	80,000,000(注1)
第二回第五種優先株式	80,000,000(注1)
第三回第五種優先株式	80,000,000(注1)
第四回第五種優先株式	80,000,000(注1)
第一回第六種優先株式	80,000,000(注1)
第二回第六種優先株式	80,000,000(注1)
第三回第六種優先株式	80,000,000(注1)
第四回第六種優先株式	80,000,000(注1)
計	4,580,001,000

(注)1. 第一回乃至第四回第四種優先株式、第一回乃至第四回第五種優先株式および第一回乃至第四回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて80,000,000株を超えないものとする。

2. 平成27年6月24日開催の第10期定時株主総会における定款変更の承認により、同日付で、第一回第三種優先株式の発行可能株式総数1,000株を削除し、発行可能株式総数は、4,580,000,000株となりました。

発行済株式

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成27年3月31日)	有価証券報告書 提出日現在 発行数(株) (平成27年6月25日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	3,369,443,632	同左	非上場・非登録	(注)
計	3,369,443,632	同左	-	-

(注) 単元株式数は1,000株であり、議決権を有しております。

(2) 受託者の機構

・機関の設置等

イ．法律に基づく機関の設置等

当社は、会社法第326条、第327条および第328条、ならびに銀行法第4条の2に基づき、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置しております。

- ・取締役会は、取締役15名(うち社外取締役3名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督、ならびに代表取締役の選定および解職を行っております。
- ・監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。
- ・監査役会は、監査役6名(うち社外監査役3名)で構成され、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行い、または決議を行っております。

ロ．その他の機関の設置等

- ・当社は、コーポレート・ガバナンスの強化と分社的経営における責任体制の明確化等の観点から、執行役員制度を導入しており、専務執行役員1名、常務執行役員10名および執行役員32名、ならびに取締役を兼務する執行役員11名(社外取締役3名および当社の常務に従事しない非業務執行取締役1名を除く)が、取締役会が定めた業務執行に従事しております。
- ・当社は、取締役会の取締役の職務執行に対する監督機能を強化するため、取締役会の傘下に、社外取締役および外部専門家等の社外の人材を中心に構成される「監査委員会」を設置しております。同委員会では、社外取締役を委員長とし、内部監査およびコンプライアンス等に関する重要事項を調査・審議しております。
- ・また、取締役会の傘下に、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、専務執行役員、部門長、法人ビジネス部門の事業長および独立の部室の担当常務役員で構成される「経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。
- ・さらに、同じく取締役会の傘下に、部門業務の執行に関する重要事項を協議決定する機関として、2つの審議会を設置しております。

各審議会の概要は次のとおりです。

投融資審議会

投融資業務の執行および信用リスクの管理に関する重要事項を協議決定する。

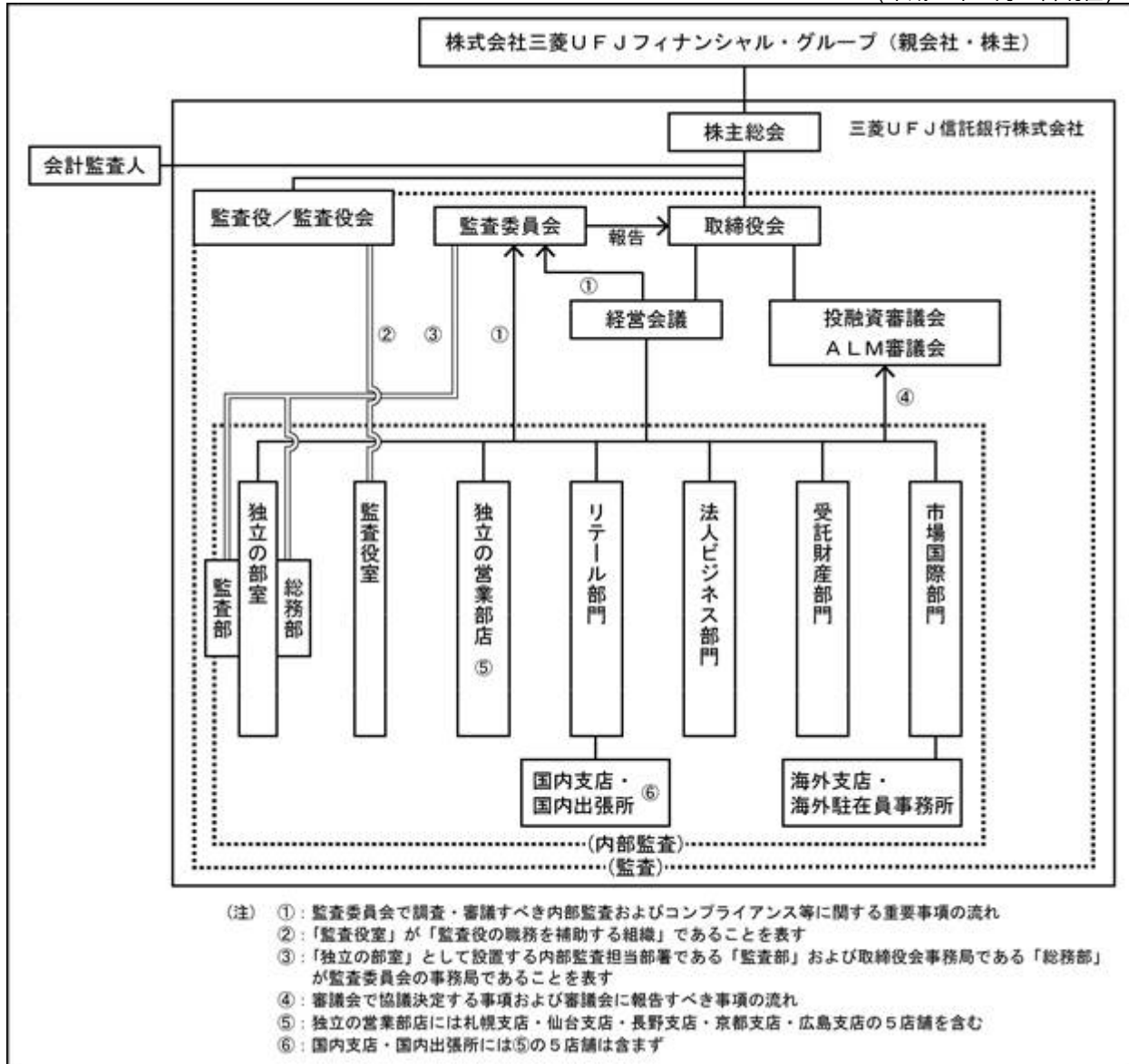
A L M審議会

A L M、投資業務、市場リスク管理および資金流動性リスク管理に関する重要事項を協議決定する。

八．模式図

・当社の業務執行および監査の仕組み、ならびに内部統制の仕組みは次のとおりです。

(平成27年6月25日現在)



(注) 当社は、MUF G 連結事業本部と当社各部門が緊密な連携をもって業務に当たるよう、連結事業本部制度運営規則を制定するとともに、MUF G の各連結事業本部の担当常務役員を置いております。

・なお、本信託では、銀行勘定貸を除き、委託者の指図に基づき信託財産の運用を行っており、本信託受託者の裁量による信託財産の投資運用は行っていません。

【事業の内容及び営業の状況】**1 事業の内容**

当社グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当社、子会社54社(うち連結子会社54社)および関連会社12社(うち持分法適用関連会社12社)で構成され、信託銀行業を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループの中核である当社は、金銭信託・年金信託等の信託業務、預金・貸付・内国為替等の銀行業務および不動産売買の媒介・証券代行等その他併営業務等を行っておりますが、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、平成27年3月31日現在、当社グループは、「リテール部門」「法人部門」「受託財産部門」「不動産部門」「証券代行部門」「市場国際部門」および「その他」を事業の区分としております。

リテール部門： 個人に対する金融サービスの提供

法人部門： 法人に対する金融サービスの提供

受託財産部門： 企業年金、公的年金、公的資金および投資信託などの各種資金に関する資金運用・管理サービスの提供

不動産部門： 不動産売買・賃貸借の媒介・管理および不動産鑑定評価などのサービスの提供

証券代行部門： 株主名簿管理事務および株式上場の支援などのサービスの提供

市場国際部門： 海外支店・子会社ネットワークを通じての金融サービスの提供および国内外の有価証券投資などの市場運用業務・資金繰りの管理

その他： 上記各部門に属さない管理業務等

・なお、平成27年4月2日付で組織改正が行われており、法人部門、不動産部門および証券代行部門を統合し、「法人ビジネス部門」を新設しております。これに伴い、法人部門、不動産部門および証券代行部門を廃止しております。

2 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	569,227	611,257	618,137	644,572	650,326
うち連結信託報酬	百万円	89,848	86,997	85,064	94,001	99,625
連結経常利益	百万円	112,185	127,273	153,934	223,752	237,570
連結当期純利益	百万円	76,227	80,488	127,060	145,872	159,773
連結包括利益	百万円	10,045	196,118	309,959	184,899	527,021
連結純資産額	百万円	1,413,486	1,595,779	1,874,425	2,029,116	2,468,243
連結総資産額	百万円	25,280,070	26,897,506	29,589,757	31,423,015	38,309,785
1株当たり純資産額	円	385.07	432.95	514.64	559.38	688.68
1株当たり 当期純利益金額	円	22.62	23.88	37.70	43.29	47.41
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	22.51	23.69	37.64	43.16	47.27
自己資本比率	%	5.13	5.42	5.86	5.99	6.05
連結自己資本利益率	%	5.79	5.84	7.95	8.06	7.59
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,325,768	1,343,844	1,175,667	795,189	4,741,422
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,592,050	1,469,649	1,244,520	170,938	886,569
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	95,643	25,294	66,952	102,379	124,521
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	1,195,376	1,091,122	976,189	1,528,108	5,334,244
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	11,175 [3,019]	11,463 [2,743]	11,305 [2,446]	11,535 [2,402]	11,757 [2,570]
合算信託財産額	百万円	131,305,602	135,842,375	146,061,739	166,548,485	189,514,792

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。

5. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額(職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含む)を合算しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
経常収益	百万円	530,530	527,651	529,501	538,198	531,226
うち信託報酬	百万円	76,539	73,129	70,634	79,991	86,728
経常利益	百万円	104,685	110,104	136,293	195,077	210,078
当期純利益	百万円	75,490	75,860	125,168	136,326	140,757
資本金	百万円	324,279	324,279	324,279	324,279	324,279
発行済株式総数	千株	普通株式 3,369,441 第一回優先 株式 1	普通株式 3,369,441 第一回優先 株式 1	普通株式 3,369,441 第一回優先 株式 1	普通株式 3,369,441 第一回優先 株式 1	普通株式 3,369,443 第一回優先 株式 -
純資産額	百万円	1,268,506	1,430,563	1,693,458	1,815,312	2,200,649
総資産額	百万円	24,832,564	26,337,570	28,823,445	30,294,278	36,271,336
預金残高	百万円	12,433,196	11,976,591	11,780,164	12,485,142	12,741,410
貸出金残高	百万円	10,589,116	10,520,913	11,273,483	11,909,155	12,609,827
有価証券残高	百万円	10,687,782	12,694,953	14,385,072	14,974,915	17,186,742
1株当たり純資産額	円	376.47	424.56	502.59	538.75	653.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 8.17 第一回優先 株式 5.30 (普通株式 4.09) (第一回優先 株式 2.65)	普通株式 8.01 第一回優先 株式 5.30 (普通株式 4.05) (第一回優先 株式 2.65)	普通株式 7.71 第一回優先 株式 5.30 (普通株式 3.86) (第一回優先 株式 2.65)	普通株式 12.47 第一回優先 株式 5.30 (普通株式 5.06) (第一回優先 株式 2.65)	普通株式 22.04 第一回優先 株式 - (普通株式 11.51) (第一回優先 株式 -)
1株当たり 当期純利益金額	円	22.40	22.51	37.14	40.45	41.77
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	22.40	22.51	37.14	40.45	41.77
自己資本比率	%	5.10	5.43	5.87	5.99	6.06
自己資本利益率	%	5.87	5.62	8.01	7.77	7.00
配当性向	%	36.46	35.57	20.75	30.82	52.75
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	7,090 [1,712]	6,999 [1,505]	6,889 [1,346]	6,868 [1,346]	6,879 [1,495]
信託財産額 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	52,106,531 (108,147,478)	53,574,320 (112,952,408)	58,042,067 (120,720,918)	66,102,361 (134,617,151)	73,316,071 (146,323,327)
信託勘定貸出金残高 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	147,345 (147,345)	147,366 (147,366)	103,654 (103,654)	99,677 (99,677)	112,376 (112,376)
信託勘定有価証券残 高 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	149,853 (48,559,568)	176,483 (48,875,266)	205,219 (52,034,347)	302,501 (55,572,673)	369,975 (58,086,929)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第10期中間配当についての取締役会決議は平成26年11月14日に行いました。
3. 第10期の1株当たり配当額のうち4.32円は臨時配当であります。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 信託財産額、信託勘定貸出金残高及び信託勘定有価証券残高には、()内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」という。)を含んだ金額を記載しております。

【経理の状況】

本信託受託者の経理の状況については、以下に掲げる書類をご参照ください。

(1) 受託者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第10期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 平成27年6月25日に関東財務局長に提出。

半期報告書

該当事項はありません。

臨時報告書

該当事項はありません。

訂正報告書

該当事項はありません。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

(2) 【委託者の状況】

【会社の場合】

イ 【会社の概況】

本委託者の会社の概況については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

・委託者が提出した書類

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 平成26年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年6月19日に関東財務局長に提出

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第4 提出会社の状況

(2) 四半期報告書

事業年度 平成27年度(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

平成27年8月14日に関東財務局長に提出

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第3 提出会社の状況

ロ 【事業の内容及び営業の状況】

本委託者の事業の内容及び営業の概況については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

・委託者が提出した書類

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 平成26年度(自 平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

平成27年6月19日に関東財務局長に提出

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第4 提出会社の状況

(2) 四半期報告書

事業年度 平成27年度(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

平成27年8月14日に関東財務局長に提出

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 提出会社の状況

八 【経理の状況】

本委託者の経理の状況については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

・委託者が提出した書類

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 平成26年度(自 平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

平成27年6月19日に関東財務局長に提出

第一部 企業情報

第5 経理の状況

(2) 四半期報告書

事業年度 平成27年度(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

平成27年8月14日に関東財務局長に提出

第一部 企業情報

第4 経理の状況

二 【その他】

該当事項はありません。

【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

【個人の場合】

該当事項はありません。

(3) 【その他関係法人の概況】

【名称、資本金の額及び事業の内容】

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円 ^{*1}	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 ^{*1}	
野村証券株式会社	10,000百万円 ^{*1}	

*1 平成27年3月31日現在

【関係業務の概要】

本受益権の販売会社として、本受益権の募集の取扱い及び販売等を行います。

【資本関係】

該当事項はありません。

【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

5 【参考情報】

該当事項はありません。

6 【その他】

平成27年4月20日提出済みの有価証券報告書(みなし有価証券届出書)(以下「原報告書」といいます。)の記載事項の一部について、内容の更新等を行います。原報告書の更新後の内容を記載する場合は<更新後>とします。

有価証券報告書

2 信託財産を構成する資産の概要

(2) 信託財産を構成する資産の内容

<更新後>

プラチナ地金

資産の種類	プラチナ地金
品質	信託契約に定める所定の要件(注1)を満たすもの
質量	1,290,733.945 g (平成27年7月20日時点)(注2)
価格	5,536,069,810円 (平成27年7月20日時点)(注3)
保管場所	サブ・カストディアンの倉庫(日本国内)

(注1) 純度が99.95%以上のものを指します。

(注2) 受託者は、信託報酬等の支払い等に必要の限度で信託財産を構成するプラチナ地金を売却しますので、信託財産を構成するプラチナ地金の質量はかかる売却により減少します。売却される信託財産を構成するプラチナ地金の質量は、信託報酬等の額と売却時における信託財産を構成するプラチナ地金の市場価格によって異なります。また、信託財産は、追加信託により増加し、転換により減少する場合があります。

(注3) 中間計算期間末日(平成27年7月20日)時点におけるプラチナ地金の総額(簿価)を記載しております。

金銭

資産の種類	金銭
価格	0円(平成27年7月20日現在)

上記金銭は、受託者の銀行勘定で預かります。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年9月25日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松重 忠之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている純プラチナ上場信託(現物国内保管型)の平成27年1月21日から平成27年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、純プラチナ上場信託（現物国内保管型）の平成27年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年1月21日から平成27年7月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ信託銀行株式会社及び純プラチナ上場信託（現物国内保管型）と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。